

## 青森市消防団の設置及び定員等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

### 1 改正の理由

- 消防庁において、全国の消防団員数が減少している状況を踏まえ、令和2年12月に「消防団員の処遇等に関する検討会」が立ち上げられ、消防団員の処遇について、議論されたところ。
- 令和3年4月に検討結果が中間報告として取りまとめられ、当該中間報告を踏まえ、消防団員の処遇の改善に向けた今後必要な措置として取り組むべき事項や留意事項について、消防庁長官通知が発出されたところ。
- また、〇〇市(町村)消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(例)(以下「条例(例)」という。)の一部改正が行われたところ。



本市においても、この通知の趣旨を踏まえ、年額報酬及び出動報酬等について適切な支給額に見直しするとともに、条例(例)を参考に青森市消防団の設置及び定員等に関する条例の一部改正を行うものである。

### 2 改正の概要

- 条例第8条関係  
「水火災その他の災害又は救急業務若しくは訓練等」を「災害(水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。)、訓練、警戒等」に改正するものである。
- 条例第10条第2項関係  
条例第8条の改正に伴い、「水火災その他の災害」を「災害」に改正するものである。
- 別表第1関係  
・ 報酬年額については、
  - 副団長 「62,200円」を「69,000円」に、
  - 分団長 「45,800円」を「50,500円」に、
  - 副分団長 「31,400円」を「45,500円」に、
  - 部長 「26,900円」を「37,000円」に、
  - 班長 「25,000円」を「37,000円」に、
  - 団員 「22,100円」を「36,500円」に改正するものである。

※改正後の報酬額は、普通地方交付税単価と同額に設定したものである。

- ・備考中の動力消防ポンプを操作する者に対する報酬の額を月額「2,170円」から「2,000円」に改正するものである。

※時間単価（@1,000）、1回の作業時間（1時間）と一月の作業回数（2回）を基に設定したものである。

○別表第2関係

「

区 分	支給単位	金 額
水火災出動	一人 1回	2,170円
その他の災害出動	一人 1回	2,170円
救急業務出動	一人 1回	2,170円
訓練出動	一人 1回	2,170円
警戒出動	一人 1回	2,170円

を

」

「

区 分	支給単位	金 額
災害出動	一人 1日	4,000円（8時間を超えた場合にあっては、8,000円）
訓練出動	一人 1日	2,000円
警戒出動	一人 1日	2,000円
その他の出動	一人 1日	2,000円

」

に改正するものである。

※出動報酬の金額は、国の出動報酬標準額【1日7時間45分を7,000円から8,000円】程度を基本としていることから時間単価（@1,000）として、過去の平均活動時間（災害の場合は4時間と8時間以上、それ以外の場合は2時間）を基に設定したものである。

**3 施行期日**

令和4年4月1日